

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森次 茂廣

被告

## 準備書面 1 7

令和4年4月21日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

### 第1 サイレントロボについて

1 振動規制法は、同法第2条第1項で定義された「特定施設」「特定建設作業」及び「道路交通振動」から発せられる振動を規制する法律である。また、騒音規制法も、同法第2条第1項で定義された「特定施設」「特定建設作業」及び「自動車騒音」から発せられる騒音を規制する法律である。

環境省は、「特定建設作業」における対策として、そこから発生する振動及び騒音を測定し、それを地域住民に公開することを推奨しているところ（乙42）、サイレントロボは、その測定及び表示機器である。

2 この点、原告は、振動規制法に基づく測定でも「苦情処理」は水平方向の測定も行うと主張する。

しかし、「苦情処理」は公害紛争処理法に基づく測定処理であり、振動規制法に基づく測定処理とは異なるものである（甲42の14頁）。かかる原告の主張から、建設現場において「規制処理」と「苦情処理」が区別されていることを、原告は理解していないことが分かる。

したがって、振動規制法上の「規制処理」を行うサイレントロボのプログラムは、原告が制作したものではない。

- 3 原告は、サイレントロボのプログラムについて、精密な振動計測ができない旨を主張する。

しかし、サイレントロボは「特定建設作業」の「規制処理」に用いる機器であるところ、振動規制法上、原告が主張するような精密な振動計測は求められていない。「特定建設作業」においては、振動の値は不規則かつ大幅に変動するところ、振動規制法上、振動の値は不規則かつ大幅に変動する波形の測定値は、5秒間隔100個以上又はこれに準じる間隔と個数の測定値の80%レンジの上端値(10%)を採用することになっている(甲42の23~28頁)。

この点、乙23号証のプログラムが測定データの最小値を選出するものになっている点について、被告は争うものではないが、この問題は顧客先との間の瑕疵に関する問題であって、これをもって当該プログラムがサイレントロボに実装されていたことを否定する根拠とはならない。

- 4 サイレントロボの製作仕様書及びカタログは、サイレントロボで使用する振動レベル計の仕様を記載したものである。

サイレントロボは「特定建設作業」の「規制処理」に用いる機器であるところ、それを求める顧客は、消費者ではなく、建設業許可を有する建設業者であって、振動規制法上の知識・実務を熟知しているものであり、当該建設業者はサイレントロボの製作仕様書及びカタログの記載を見て誤解するものではない。

## 第2 その他—被告の準備書面14に関する原告の主張等について

- 1 原告は、被告の準備書面14にある騒音計・振動計の出力レンジは誤りだと主張する。

しかし、被告が準備書面14で主張する騒音計・振動計の出力レンジは、いずれも騒音計又は振動計の取扱説明書の記載の抜粋である。

原告の主張は、騒音計につき「出力電圧0Vの時は0dBであり、測定幅は100dB」であることを前提としており、振動計につき「出力電圧3.0Vのとき60dBとなり、測定幅は60dBで固定される」ことを前提としているが、かかる各前提は原告の独自解釈である。

2 原告は、被告準備書面14第5について、被告が主張する「API-AIO FUNCTION」「API-DIO FUNCTION」に関する誤りがあると主張する。

この点、被告が乙34号証、乙35号証で提出したものは、現在、コンテック社が提供しているダイナミックライブラリー（CAIO.dll、CDIO.dll）であり、乙23号証当時にコンテック社が提供していたライブラリーではない。乙23号証当時に提供していたコンテック社のダイナミックライブラリーは、ApiAio.dllとApiDio.dllである。なお、乙38号証、乙39号証で提出しているものは、ApiAio.dllとApiDio.dllの内容である。

3 原告が主張する平成24年5月頃に行われた倉敷警察署に関するプログラムは、倉敷警察署新築工事の山留計測管理及び環境計測で使用されたシステム（乙43）のプログラムであり、サイレントロボのプログラムではない。

以 上

令和元年(ワ)第10940号 損害賠償請求事件  
原告 森次 茂廣  
被告 株式会社計測リサーチコンサルタント

## 証拠説明書

令和4年4月21日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

上記被告訴訟代理人弁護士 中尾 文

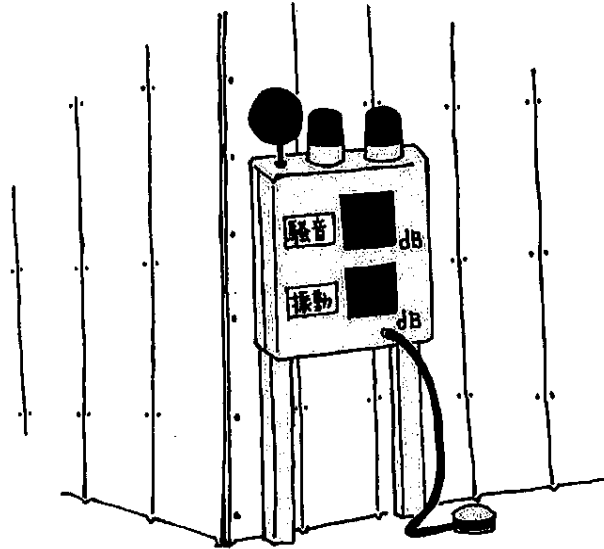


号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
乙42	「第2章 騒音・振動測定」 (環境省 地方公共団体担当者 のための建設作業振動対策の手 引きから抜粋 <a href="https://www.env.go.jp/air/sindo/const_guide/lg/full.pdf">https://www.env.go.jp/air/sindo/const_guide/lg/full.pdf</a> ) 写し	不明	環境省	環境省が、振動規制法等の対応として、特定建設作業等の発せられる振動・騒音を、自動測定表示盤などで常時測定し、地域住民に公開することを推奨していること。
乙43	倉敷警察署新築工事 山留め計測管理および環境計測システム図 写し	平成24年頃	被告	倉敷警察署新築工事での振動計測は、振動規制法上の「規制処理」のために行われたものではないこと。

## 乙第 42 号証

## ⑭ 振動・騒音の測定・公表

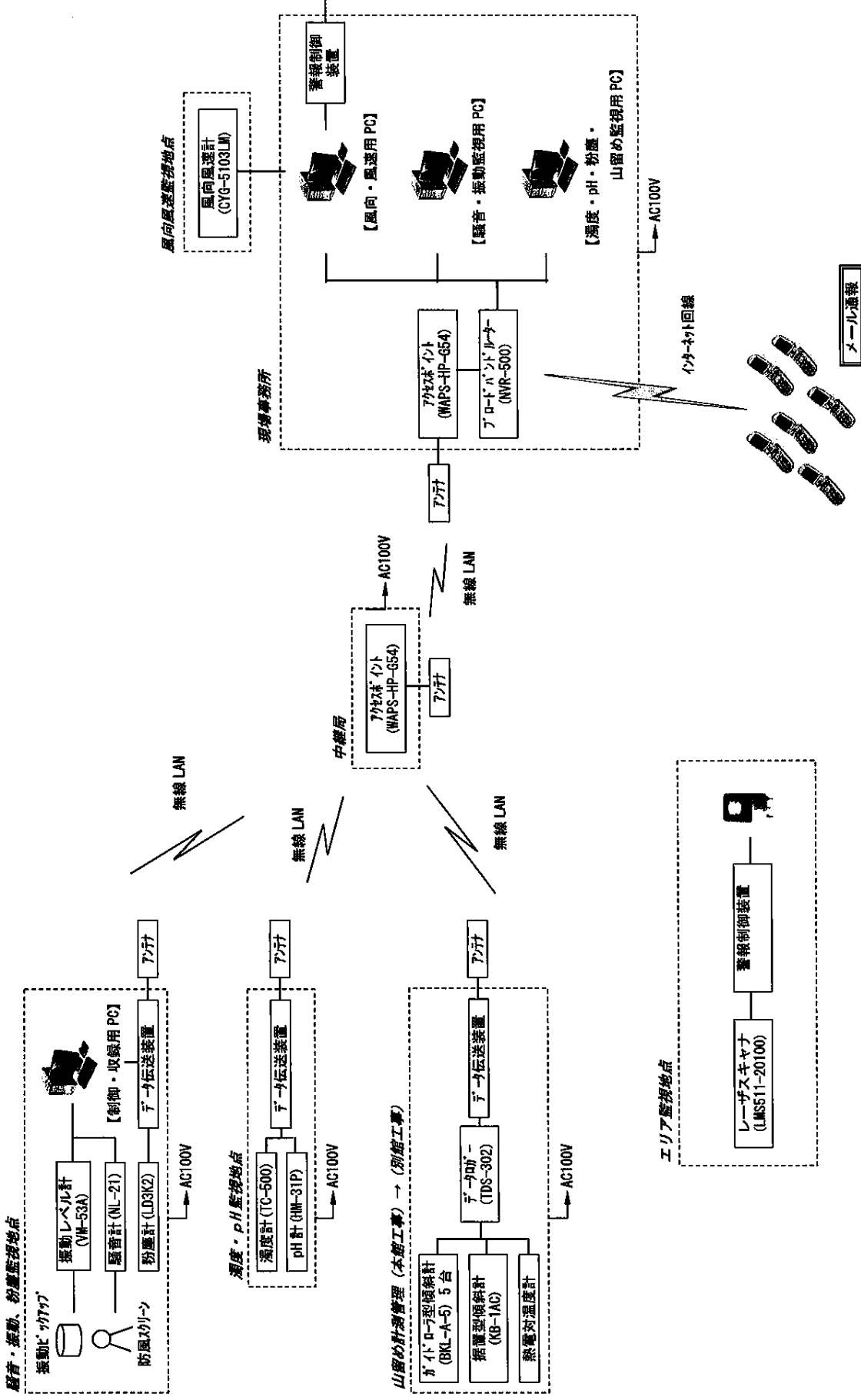
振動等について、自動測定表示盤などで常時測定し、地域住民に公開します。最近、環境測定や環境基準についての知識を有する住民も多く、測定結果を公表することは、無用なトラブルの防止につながります。



## ⑮ 破損箇所の迅速な修理

何らかの事情により、壁体が破損した等周辺住宅に影響を与えた場合は、速やかに修理等の措置をとります。振動は、地盤の状況等により思わぬ場所で被害が生じる場合もあることに留意して対応します。

乙第 43 号証



【 倉敷警察署新築工事 山留め計測管理および環境計測システム図 】